

南風原町住宅リフォーム支援事業 受付チェック表

●受付前にチェックする項目

注1) 1つでも確認できない事項がある場合は受付することはできません。

注2) 書類の不足がある場合は書類を受け取ることはできません。返却いたします。

注3) 業者の選択、工事監理については自己責任で行ってください。

注4) 受付時間は平日の午前8時30分～午後5時15分まで(祝祭日及び12時～13時を除く)です。

注5) 補助金交付決定通知書を受け取るまでは、工事着手は行わないでください。

補助対象外となります。

確認欄	受付チェック項目	備考
1	申請者は本町の住民基本台帳に記載されている者で、現に本町に居住している。	
2	申請者は介護保険法(平成9年法律第123号)による居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給を受けていない。	当該支給限度額を超える工事を行う場合を除く。
3	申請者は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による住宅改修費の支給を受けていない。	当該支給限度額を超える工事を行う場合を除く。
4	申請者(生計維持者)及び住宅所有者が、町税(町民税、固定資産税及び軽自動車税)を滞納していない。	
5	申請者(生計維持者)及び住宅所有者が、国民健康保険税、給食費、保育料を滞納していない。	
6	申請者は補助を受けようとする工事について、国、県又は本町の他の制度による補助又は扶助を受けていない。	当該補助又は当該扶助の対象外となる工事を除く。
7	補助の対象となる住居は申請者が所有する住宅ですか。	
8	補助の対象となる住居は建築後1年を経過している。	
9	補助の対象となるのは住居部分のみであり、共同住宅の共用部分又は非住宅部分(店舗、事務所、倉庫等)は含まれていない。	
10	補助対象となる工事の総工事費が20万円以上である。	

※裏面にもチェック事項があります。

南風原町住宅リフォーム支援事業 受付チェック表

11	補助対象となる工事は以下のいずれかである。 1) バリアフリー改修工事 2) 省エネ改修工事 3) 住宅の耐久性等を向上させる改修工事 4) テレワーク推進改修工事	
12	工事を請け負う業者は本町に本社又は営業所がある法人又は本町に事務所を有し、かつ、本町に住民登録している個人である。	
13	補助対象工事費に土地購入費は含まれていない。	
14	補助対象工事費に広告看板等の設置費は含まれていない。	
15	補助対象工事費に工事機械、工具又は備品等の購入経費は含まれていない。	
16	補助対象工事費に災害等による保険給付金の対象となる工事は含まれていない。	
17	補助対象工事費に補助金の交付決定前に着手した工事は含まれていない。	
18	補助対象工事費に補助対象工事を一括して第三者に請け負わせた工事は含まれていない。	
19	補助対象工事費にその他補助対象工事に直接には関係がない工事は含まれていない。	
20	補助対象工事は令和8年2月16日(月)までに完了する工事である。	
21	過去に補助対象者及び補助対象住居は本事業による補助を受けていない。	
22	交付決定通知前に、補助対象工事に着手していない。	